

千葉市立小学校及び中学校の学級編制に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の規定に基づき、千葉市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の学級を編制することに関し必要な事項を定めるものとする。

(学級編制の原則)

第2条 学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該学校の児童又は生徒の数が著しく少ない場合その他特別の事情がある場合においては、数学年の児童又は生徒を1学級に編制するものとする。

(学級編制)

第3条 同学年で学級を編制する場合は、当該学年の児童又は生徒の数を38人（小学校第1学年から第4学年までの児童で編制する学級にあっては35人）で除した数（その数に1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。以下同じ。）による学級の数で編制するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒の実態を考慮し、小学校第1学年から第4学年までの各学年児童で編制する学級を除き、1学級の児童又は生徒の数が前項の数を上回る数で学級を編制することができる。ただし、1学級の児童又は生徒の数が、40人を超えてはならない。

3 教育長が必要と認める場合は、第1項の規定により算定した学級の数に1を加えた学級の数で編制するものとする。

4 次に掲げる場合は2の学年の児童又は生徒を1学級に編制するものとする。

(1) 小学校の第1学年の児童の数と当該学年に引き続く1の学年の児童の数の合計が8人以下である場合。ただし、当該引き続く1の学年が小学校の第2学年以外の学年である場合で、第1学年又は当該引き続く1の学年のいずれかの児童の数が4人を超えるときを除く。

(2) 小学校の引き続く2の学年（第1学年を含むものを除く。）の児童の数の合計が16人以下である場合。ただし、当該引き続く2の学年が1の学年と当該学年より1学年上の学年及び1学年下の学年以外の学年とである場合で、当該引き続く2の学年のいずれかの児童の数が8人を超えるときを除く。

(3) 中学校の引き続く2の学年の生徒の数の合計が8人以下である場合。ただし、当該引き続く2の学年が中学校の第1学年と第3学年である場合で、これらの学年のいずれかの生徒の数が4人を超えるときを除く。

(特別支援学級の学級編制)

第4条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級を編制する場合は、児童又は生徒の数を8人で除した数による学級の数で編制する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。